

国家外貨管理局：よりいっそう個人為替売買業務管理を整備することに関する通知
匯發〔2009〕56号

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局；各内資外貨指定銀行：

よりいっそう個人為替売買監理の整備、個人の分割といった方式による限度額監督管理回避の抑止、個人手持外貨現金の人民元転行為の規範化のため、ここに関係問題について下記の通り通知する。

一、個人は分割等の方式で個人人民元転ならびに国内個人の外貨購入年度総額管理を回避してはならない。個人の為替分割売買行為には主に以下のような特徴がある。

(一) 国外同一個人または機構が同日、隔日または連続する複数日に外貨を国内の5以上（含む以下同）の異なる個人に送金し、受取人がそれぞれ人民元転する。

(二) 5人以上の異なる個人が同日、隔日または連続する複数日のそれぞれ外貨購入後、外貨を国外同一個人または機構に送金する。

(三) 5人以上の異なる個人が同日、隔日または連続する複数日にそれぞれ人民元転後、人民元資金同一個人または機構的人民元口座に入金または送金する。

(四) 個人が7日以内に同一外貨預金口座から5回以上（含む）1万米ドル相当の外貨現金を引き出す。または5人以上の個人が同一日以内に共同で同一銀行営業店にて一人あたり5000米ドル相当の現金を人民元転する。

(五) 同一個人がその外貨預金口座内の預金を5人以上の直系親族に振り込み、直系親族はそれぞれ年度総額内で人民元転する。または同一個人の5人以上の直系親族それぞれが年度総額内の外貨を購入後、その購入した外貨を当該個人の外貨預金口座に振り込む。

(六) その他複数人数、複数回に渡り限度額管理を回避する個人の為替分割売買行為。

二、銀行は、個人為替売買行為が本通知第一条に規定する特徴のいずれかに該当することが発見された場合、以下の規定に従って処理しなければならない。

(一) 個人の分割為替売買の特徴が明らかであり、銀行が分割為替売買行為と確認するに十分たる者に対しては、手続きを行わない。

(二) 個人為替売買行為が上述の特徴のいずれかに該当するが、銀行が直接分割為替売買行為と確認することが出来ない場合、経常項目において銀行は経常項目外貨収支の真实性審査原則に従い、個人に対し取引額の関連証明材料の提出を求めた後、手続きを行わなければならない。個人がそれを提供出来ない場合、銀行は手続きを行わない。資本項目において銀行は《個人外貨管理弁法実施細則》第三章等の個人資本項目管理規定に従い処理する。

(三) 銀行において事後検査中に個人の分割為替売買の疑いを発見した場合、注意深く関連手掛かりを収集し、同一個人が再度分割業務を行わぬようにし、同時に発見日から3営業日以内に国家外貨管理局所在地分局（以下「外貨局」という）に報告しなければならない。

三、個人手持外貨現金人民元転は、以下の規定に従い手続きをしなければならない。

(一) 本年度人民元転総額を超過していない個人の手持外貨現金人民元転は、当日外貨現金人民元転累計金額で 5000 米ドル相当以下（含む）の場合、本人の有効な身分証書を持って銀行で手続きを行う。当日累計金額で 5000 米ドル相当を超える場合は、本人の有効な身分証明書、本人の税関捺印のある《中華人民共和國税関入国旅客貨物物品申告表》（以下「税関入国申告表」とする）または本人の銀行預金外貨現金引出証書を持って銀行で手続きを行う。

(二) 本年度すでに年度人民元転総額を超えた個人の手持外貨現金人民元転は、經常項目の場合、本人の有効な身分証明書、本人の税関入国申告表または本人の銀行預金外貨現金引出証書及び《個人外貨管理弁法実施細則》（匯發〔2007〕1 号）第二章に規定する取引額の明記された関連証明材料を持って銀行で手続きを行う。資本項目の場合、本人の有効な身分証明書、本人の税関入国申告表または本人の銀行預金外貨現金引出証書を持ち、そして《個人外貨管理弁法実施細則》第三章等の個人資本項目管理の規定に従い手続きを行う。

四、個人經常項目における非經營性外貨購入について、外貨購入資金の出所は人民元現金、本人またはその直系親族の人民元口座ならびに銀行カード内資金に限定する。

五、個人の外貨兌換ライセンス業務試点機構は銀行にならって本通知の規定を適用する。

六、銀行、個人の外貨兌換ライセンス業務試点機構ならびに個人は厳格に《個人外貨管理弁法》（中国人民銀行令〔2006〕第 3 号）、《個人外貨管理弁法実施細則》及び本通知の規定を遵守しなければならない。本通知の規定に違反した場合、外貨局は《中華人民共和國外貨管理条例》（2008 年 8 月 5 日中華人民共和國國務院令第 532 号）第四十七条、第四十八条及びその他関連規定に従い処罰する。

七、本通知は公布日より執行する。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知受領後、直ちに管轄内支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行、個人外貨兌換ライセンス業務試点機構に転送のこと。各内資外貨指定銀行は迅速に所轄分支機構に転送のこと。執行中に問題が起こった場合、すみやかに国家外貨管理局にフィードバックのこと。

二〇〇九年十一月十九日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司/佐々木 清美）